

令和元年度

登米市老人保健施設事業会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月3日提出〕

宮城県登米市

議案第13号

令和元年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和元年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度登米市老人保健施設事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（1）通所利用者数	7,725人	△1,412人	6,313人
（2）一日平均通所利用者数	25人	△5人	20人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 老健事業収益	440,431千円	△16,369千円	424,062千円
第1項 事業収益	419,727千円	△16,489千円	403,238千円
第2項 事業外収益	20,704千円	120千円	20,824千円
	支	出	
第1款 老健事業費用	440,077千円	2,597千円	442,674千円
第1項 事業費用	426,836千円	2,484千円	429,320千円
第2項 事業外費用	12,241千円	113千円	12,354千円

（債務負担行為）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	令和2年度	令和2年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	284,787千円	4,940千円	289,727千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第9条に定めた、たな卸資産購入限度額「17,374千円」を「18,741千円」に改める。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣